申込資格

★　下記申込資格は、別冊「広島市市営住宅入居者募集案内（2026年度版）」から抜粋しています。収入の計算方法など、詳しい申込資格等については別冊の募集案内をご覧ください。

★　申込資格に関する基準日は、令和８年１１月１２日（木）です。（成人基準日は、入居日（条件成就期限日）です。）

★　本募集の条件成就期限日は、令和９年２月１日（月）です。

共通の資格

①　申込者本人が成人であること。

②　申込者本人が、広島市内に住所（※）又は勤務場所を有すること。
　※　広島市内に住民登録があり、現に広島市内に居住していること。（ＤＶ被害者は、別途定めがありますのでご相談ください。）

③　入居しようとする家族全員の収入の合計が下記の基準額内であること。

＜一般世帯の場合＞
公営住宅　・・・　月額収入　１５８，０００円以下
改良住宅　・・・　月額収入　１１４，０００円以下

＜裁量階層世帯の場合＞
公営住宅　・・・　月額収入　２１４，０００円以下
改良住宅　・・・　月額収入　１３９，０００円以下

（収入の算定方法や裁量階層世帯の詳細については、別冊「広島市市営住宅入居者募集案内（２０２６年度版）」１１～１８ページをご覧ください。）

④　申込者本人が市町村民税を滞納していないこと。

⑤　入居しようとする家族全員が市営住宅の家賃、市営店舗及び市営住宅等附設駐車場の使用料等を滞納していないこと。

⑥　入居しようとする家族全員が暴力団員（※）でないこと。
　※　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。

⑦　現在、住宅に困っていること。
　※　原則として、持ち家のある方（同居しようとする親族に持ち家のある方がいる場合も含む。）は申込みできません。ただし、持ち家を処分予定であることが明らかな場合は申込みできますが、条件成就期限日までに持ち家の引渡し等がなければ入居できません。

◎　災害により住宅を失った方、又は公共事業で移転をしなければならなくなった方は申込資格が緩和される場合があります。詳しくは各区役所建築課へお問い合わせください。

単身で申込みをされる場合は、別に資格が必要となりますので、次ページをご覧ください。

家族（２名以上）で申込みをされる方

◎　現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。
　原則として、夫婦（内縁関係※１及び婚約中※２を含む。）、パートナー※３又は親子関係を主体とした家族であること。

※１　内縁関係にある方との申込みもできます。（基準日において住民票の写しに「未届の夫」又は「未届の妻」と記載され、それぞれ戸籍上の配偶者がいない場合に限ります。）

※２　婚約中である方も申込みできますが、条件成就期限日までに婚姻の届出を行わなければ入居できません。また申込後に婚約者が変わった場合は、失格となります。

※３「広島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けた方、本市が協定を締結している自治体からの転入者で、継続使用の手続きをされた方をいいます。

◎　夫婦（内縁関係を含む。）、パートナーを分離しての申込みはできません。
　ただし、離婚調停中の方や、公的機関により、ひとり親世帯又はＤＶ被害者と認定されている方は申込みをすることができます。